

【重要】

「学生支援緊急給付金給付事業」について、各機関から日本学生支援機構への対象となる留学生の追加推薦に係る配分額をご案内させていただきます。

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 2 7 日

日 本 語 教 育 機 関 担 当 課
準 備 教 育 施 設 担 当 課 御 中

文部科学省高等教育局学生・留学生課

学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）
に係る追加配分額等について（依頼）

平素は日本語教育の振興に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新たに創設された学生支援緊急給付金給付事業（令和2年5月19日閣議決定）については、各機関から累次推薦いただき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）において順次送金の手続きを進めているところです。

本事業は、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるアルバイト収入の大幅な減少等により、機関での修学の継続が困難になっている留学生（在留資格「留学」の者）に対し、現金を給付することで支援を行うものです。

このたび、2次推薦の状況を踏まえ、追加推薦を受け付けることとしましたので、以下のとおりお知らせします。各機関におかれては、推薦の事務を進めるにあたり、十分御留意願います。

（1）追加配分額について

別紙①、別紙②をご参照ください。

なお、別紙②は、別途FAXでご連絡します。

追加配分額については、2次推薦の状況調査（7月3日付事務連絡参照）において、各機関の配分額を超えるために推薦リストに掲載できなかった留学生がいるとご回答いただいた機関のみに別紙②を送付致します。7月31日の回答期限までにご回答がなかった機関につきましては、別紙②を送付致しませんので、追加配分はございません。

追加推薦にあたっては、2次推薦の状況調査にご回答いただきました保留者を推薦していただきますようお願いいたします。（新規募集は想定しておりません。）

（2）選考結果の通知について

本給付金事業の推薦者に対しては、結果通知書を送付せず、入金をもって結果通知とさせていただきますので、推薦いただいた留学生に対しては、通帳記帳等により確認するようご指導をお願いします（振込依頼人名「ガクセイシエンキンキュウキュウフキン」）。一方で、各機関において「対象外」と判断された留学生には入金がありませんので、各機関から留学生に対して結果をお知らせいただきますようお願いいたします。連絡方法については、特に問いません。

(3) 未推薦の配分額について

1次推薦及び2次推薦における配分額のうち未推薦（未執行）分については、今回の追加配分額の財源としております。そのため、未推薦分が残っている場合も、それに基づき推薦いただくことはできません。今回の配分額の範囲を超えての推薦は認められませんのでご承知おきください。

(4) 照会中の対応について

1次推薦及び2次推薦において、推薦情報にエラー等が発生し、機構より照会を受けている事案については、すみやかに回答いただきますようご協力ください。

(参考)「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』ウェブサイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html

(本件問合せ先)

e-mail: kyuhugata-shien@mext.go.jp

※ お問合せは、メールにてお願いします。

※ メールの件名に【機関名】記載ください。

『学生支援緊急給付金』受給対象者の推薦について

各機関においては、事務処理要領等を確認の上、2次推薦の状況調査において、各機関において要件を満たすと判断したが推薦できなかったとご回答いただきました留学生(保留者)を9月30日(水)(厳守)までに、機構へ推薦ください。

※上記期限を超えた推薦は認められません。

※様式B「推薦リスト」を郵送する場合は、9月30日(水)必着にてお願いします。

(1) 機構への推薦リスト提出の方法について

推薦リストの提出方法については、1次推薦、2次推薦の際と同じです。添付の様式B「推薦リスト」を送付してください。(送付先等は様式をご確認ください。)

※「機関名」は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関を定める件(平成2年法務省告示第145号)別表第1に掲げられている「名称」を正確に記載してください。

なお、JASSOからの給付に先立ち、機関が立て替えて支払った場合は、様式A「銀行振込依頼書」も併せて送付してください。

(2) 住民税非課税世帯の学生等について

住民税非課税世帯の学生等については、1次推薦又は2次推薦において優先的に推薦いただいていると考えられるため、追加配分額は一律で一人10万円を配分しております。仮に、何らかの事情で住民税非課税世帯の学生等が推薦できておらず、追加推薦において推薦が必要な場合は、9月18日(金)(必着)までに下記のとおりメールを送信していただき、文部科学省にて受信後、2日以内を目途に返信されるメールを受信後に、推薦の手続きを進めてください。

送信先メールアドレス : kyuhugata-shien@mext.go.jp

件名 : (機関名)【学生支援緊急給付金の追加配分】

メール本文 : 当該留学生(住民税非課税世帯の学生等)を2次推薦までに推薦できなかった理由を簡潔にご記載ください。